

精神科病院虐待防止対策事業

（１）目的

精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止を目的とする。

（２）事業概要

令和 6 年 4 月 1 日施行の精神保健福祉法に、精神科病院における虐待防止に関する措置を講ずることが義務となった。

それに伴い、精神科病院は院内における虐待防止に関する研修等の取組を行うことや、虐待に関する相談窓口を設置することが必須となった。また、都道府県等は、通報窓口を設置し、必要に応じて報告徴収等を行うなどの対応を実施することとなった。

（３）当市における通報対応状況（令和 6 年 9 月末時点）

通報（件）	2 件
届出（件）	2 件
認定（件）	0 件

※業務従事者による障がい者虐待を受けたと思われる精神障がい者を発見した者は、速やかにこれを通報しなければならない。また、業務従事者による障がい者虐待を受けた精神障害者は、その旨を届出ることができる。

（４）取組状況

【都道府県等による通報・届出窓口の整備】

令和 6 年 4 月 1 日より、こころの健康センターにおいて精神科病院内の虐待に関する通報・届出に関する窓口を整備し、対応を行っている。

【精神科病院向け研修会の実施】

令和 6 年度精神保健指定医会議及び精神科病院事務長・看護部長会議において、精神科病院内での虐待の防止に係る研修を実施予定としている。

開催日時：令和 7 年 1 月 22 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分

開催方法：Zoom によるオンライン開催

研修講師：埼玉県疾病対策課精神保健担当 主査 濱谷 翼 氏

（５）課題と今後の方向性

匿名での通報があった場合の立入調査方法の工夫や、虐待の有無を判断し、虐待疑い事案の今後の方向性を検討する虐待ケース会議の委員の確保が課題となっている。

次年度以降も精神科病院に対する研修会等を実施し、病院職員の虐待防止に関する意識の向上に努めていきたい。